

事務連絡
平成30年3月30日

居宅介護支援事業者 殿
(指定都市・中核市に所在する事業者を除く)

神奈川県保健福祉局福祉部高齢福祉課

平成30年度介護報酬改定に係る加算（減算）届の取扱いについて

日ごろから、介護保険サービスの適正な提供にご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、平成30年4月1日に介護報酬に係る算定基準が改正され、加算項目の新規創設等がなされますが、これらの加算を算定するためには、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（いわゆる加算届）が必要となります。

居宅介護支援については、平成30年4月1日から各市町村へ移譲されますので、平成30年4月1日以降の加算届の取扱いについては、各市町村へご確認ください。

※組織再編により、平成30年4月1日から、保健福祉局福祉部高齢福祉課から、福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課になります。

問合せ先
在宅サービスグループ
小林、矢作
電話 045-210-4824